

上越市 IT 企業等誘致促進業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

上越市 IT 企業等誘致促進業務 ※新年度契約

(2) 目的

本業務は、若者や子育て世代の多様な働く場の創出に向け、首都圏等に本社を置く IT 企業※¹等のサテライトオフィスを誘致するため、プロモーション活動や視察ツアーの開催などの誘致活動のほか、市内企業や関係団体等と交流事業等を行い、上越市（以下、「本市」という。）への IT 企業等の誘致促進を図ることを目的とする。

※¹通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、デザイン業、広告業（インターネット広告業）、通信販売・訪問販売小売業（インターネット販売小売業に限る）、コールセンター業等

(3) 業務内容

別紙 1 「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

2 委託料

市が受託者に支払う委託料は、下記金額を限度額とする。

業務名	限度額（消費税及び地方消費税を含む）
上越市 IT 企業等誘致促進業務委託料	6,800 千円

3 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 上越市物品入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、同名簿に登録されていない事業者であっても、本プロポーザルに参加できるが、契約締結時までには同名簿への登録がなされていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開

始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産
手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号 第 2 条第 1
項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 上越市の市税の納税義務を有するものにあつては、当該市税の未納がない者であること。

4 説明会

説明会は開催しない。

5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

様式 1 「参加申込書」を提出すること。

申込み期限：令和 7 年 2 月 21 日（金）17 時（必着）

申込み先：問合せ先に同じ

方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和 7 年 2 月 28 日（金）17 時までに提案資格の確認結果の
通知を書面で行う。

6 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

期限：令和 7 年 2 月 21 日（金）17 時

受付場所：問合せ先に同じ

方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）

その他：様式には、質問者の事業者名、担当者氏名、連絡先（住所・電話番号など）を記
載すること。

(2) 質問の回答について

期日：令和 7 年 2 月 28 日（金）

回答先：ホームページに掲載します。

[https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/sanritu/itkigyoyuutisokusingyou
mu.html](https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/sanritu/itkigyoyuutisokusingyou
mu.html)

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなします。

7 企画提案書等の作成要領

(1) 提出書類

ア「企画提案書」 7 部

(ア) 「仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

① 企画提案書表紙（様式 3）

② 提案内容（任意様式）

③ 実施スケジュール（任意様式）

④ 実施体制（任意様式）

(イ) 企画提案書は、A4版、左綴じとし、表紙に「上越市 IT 企業等誘致促進業務委託企画提案書」と標記するとともに、余白に会社名を表示すること。

※ 別表の採点基準の項目が確認できるよう、できるだけ分かりやすく、簡潔にまとめ記載すること。

(ウ) 企画提案書は、15 ページ以内とする。（表紙は含まない）

(エ) 参加者は、1 つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 会社概要（様式4） 7部

ウ 類似業務実績一覧表（様式5） 7部

エ 見積書 7部

見積の総額及び内訳について、作成すること。（様式任意）

(2) 提出期限等提出期限等

期 限：令和7年3月13日（木）17時

提出先：問合せ先に同じ

方 法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは実施せず、提出された提案書を基に審査するものとする。

9 審査要領

(1) 審査方法

ア 選定の審査を厳正かつ公正に行うため、上越市 IT 企業等誘致促進業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を実施して受託候補者を選定する。

イ (2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された企画提案書を基に審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点		採点	ウエイト (満点)
実績	受託実績	・本業務の遂行において十分な、同様の事業の実績を有しているか。	5-4-3-2-1	1 (5)
企画 ・ 実施	企画・提案	・事業成果が見込まれる、独創的で効果的な提案になっているか。	5-4-3-2-1	3 (15)
	ネットワーク	・地方進出を検討する IT 企業等とコンタクトをとることができるネットワーク等を有しているか。	5-4-3-2-1	3 (15)
	スケジュールの計画性	・業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。	5-4-3-2-1	1 (5)
体制	人員体制	・提案業務を遂行するための組織体制を有しているか。 ・業務責任者が本業務と同様の事業について十分な知識と能力を有しているか。 ・業務に必要なスタッフやサポート体制が構築できるか。	5-4-3-2-1	3 (15)
金額	価格力	・見積価格が上限金額の範囲内であり、見積金額に対する提案内容と整合性、妥当性があるか。	5-4-3-2-1	1 (5)
合計				60

※極めて優秀＝5点、優秀＝4点、普通＝3点、やや劣る＝2点、劣る＝1点と点数化し、それぞれ項目ごとに設定したウエイトを乗じた上で総合得点を算出する。

(3) 受託候補者選定方法

受託候補者選定方法は、各委員の採点結果の合計点を評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。

ア 受託候補者は、得点方式により 全委員の合計点の平均（又は全委員の各々の合計点）が 60 点満点中 30 点以上の評価があったものの中から選ぶ。

イ 得点方式で得点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を、受託候補者とする。

ウ イにより両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員間の協議により受託候補者を選定する。

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

11 日程（予定）

募集公示	2月12日（水）
質疑提出期限	2月21日（金）17時
参加申込書提出期限	2月21日（金）17時
質疑回答期限	2月28日（金）
参加資格の審査・確認結果通知	2月28日（金）
企画提案書提出期限	3月13日（木）17時
審査委員会	3月下旬（予定）
契約	4月上旬（予定）

12 契約の締結

市は、選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。契約保証金は免除する。（契約書の作成要）

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 担当課（問合せ先）

〒943-8601

新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市産業部産業立地課 担当：新保

電話番号 025-520-5736

FAX番号 025-520-5852

E-mail sanritu@city.joetsu.lg.jp

14 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例及び別紙2「各情報の情報提供・公開一覧表」に基づき取り扱うものとする。
- (4) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。

(6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、様式7「参加申込辞退書」を提出すること。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書を提出した者

(8) 本プロポーザルについては、令和7年度予算の成立を前提に行う年度開始前の準備行為であり、本業務委託における予算が成立しなかった場合、契約は行わないものとする。なお、この場合、本プロポーザルに要した費用は、本市に請求することができないものとする。